

マネージドクラウドサービス – N シリーズ

2018年2月13日

このマネージドクラウドサービス – N シリーズに関するポリシー（「**ポリシー**」）は、顧客がエクイニクスのマネージドクラウドサービス – N シリーズ（「**本サービス**」）を利用する際に適用される追加的な契約条件を補足として規定するものです。

1. 目的

本書は、本サービスの提供にあたり、本契約記載の条件に加えて適用される契約条件を定めるものです。

2. 定義

- (1) 本書において特に定める場合を除き、本書において用いる用語の定義は、本契約中の他所に定めるところに従います。
- (2) 本書において使用する用語の定義は次表の定めるとおりとします。

用語	定義
物理サーバ等	本サービスを提供するためにエクイニクスが所有または管理するサーバおよびネットワーク機器の総称をいいます。
仮想サーバ等	エクイニクスが顧客に本サービスとして提供する物理サーバ等の内部に設定された領域および情報の総称をいいます。
オプションサービス	本サービスのうち、エクイニクス所定の申込方法を利用して利用するものをいいます。
コントロールパネル	本サービスを操作するためのアプリケーションをいいます。
本ウェブサイト	本サービスの仕様を定めた紹介資料（「 紹介資料 」）を掲載しているウェブサイトをいい、詳細は第5条に定めます。

3. 契約の成立

- (1) 本サービスの提供に関する契約（「**本契約**」）の申込は、次のいずれかの方法により行うものとします。
 - (i) エクイニクス所定の申込書に所定の事項を記入してエクイニクスに提出する方法
 - (ii) 本ウェブサイトの申込フォームに所定の事項を入力して送信する方法
- (2) 本契約の承諾は、顧客がエクイニクスに対して届け出たメールアドレスに電子メールを送信する方法によって通知（以下、本書では単に「**通知**」といいます。）します。
- (3) 本契約は、以下の条件を満たすことを停止条件として、エクイニクスが顧客による申込を承諾した時点をもって成立します。
 - (i) 顧客がコントロールパネルを利用して申し込む場合：顧客による申込を受けてエクイニクスが本サービスの提供を開始したこと
 - (ii) 顧客が前号記載の方法以外の方法を利用して申し込む場合：顧客による申込を受けてエクイニクスまたはサプライヤーが承諾の通知を行なったこと
- (4) 顧客は、本条に基づく申込を行なった場合には、本契約およびポリシーを含む全ての契約条件に同意したものとみなされます。

4. 契約期間

- (1) 本サービスについては、契約期間の定めがないものとします。ただし、エクイニクスは、30日前までに顧客に通知し、または公表（本ウェブサイトへの掲載による場合があります。以下同様とします。）することにより、本サービスの提供を終了することができます。

- (2) 顧客はエクイニクスに対し、30 日前までにエクイニクス所定の書面に所定の事項を記入して提出することで、本契約を解約することができます。以上にかかわらず、本サービスのうち、次の方法で申し込んだものについては、以下の方法によりそれぞれ解約できるものとします。
 - (i) 本契約のうち、コントロールパネルを利用して申し込まれたもの：コントロールパネルを利用して本サービスを削除するものとします。
 - (ii) 本契約のうち、オプションサービスとして申し込まれたもの：紹介資料に定める方法によるものとします。
- (3) 顧客が本サービスを 90 日以上にわたり継続して全く利用しなかったとエクイニクスが判断した場合には、エクイニクスは事前の通知なく即時に本契約を解除することができるものとします。

5. 本サービスの利用

- (1) 本サービスは、本契約を締結した日から提供します。顧客は、本契約の成立後、自らコントロールパネルを操作し、または、本ポリシーもしくは紹介資料に定めるその他の手続きを行うことにより、利用を希望する本サービスを利用することができるようになります。
- (2) 紹介資料には、本サービスの体系、内容、料金、仕様その他本サービスの提供に必要な事項を定めます。
- (3) 本ウェブサイトは、エクイニクスが作成した部分とサプライヤーが作成した部分から構成されます。本サービスの提供に必要な事項に関して、本ウェブサイトのうちエクイニクスが作成した部分とサプライヤーが作成した部分の内容が相違する場合には、エクイニクスが作成した部分の定めが優先するものとします。
- (4) 本ウェブサイトの構成および範囲は、次の URL に定めるとおりとします。
URL: <https://www.equinox.co.jp/services/jp-managed-services/cloud/n-series/>
- (5) エクイニクスは、本サービス利用のために必要な次に掲げるウェブアプリケーションの ID およびパスワード（「ID 等」）を記載した電子ファイルを、第 3 条第(2)項に規定する承諾の通知時に送信するメールに添付する方法によって顧客に提供します。本項各号に掲げるウェブアプリケーションの目的、利用方法その他の必要事項は、本ウェブサイトにて定めるものとします。
 - (i) コントロールパネル
 - (ii) 前号のほか、本ウェブサイトにて定めるウェブアプリケーション
- (6) エクイニクスは、本サービスの全部または一部の提供を中止する場合には、事前に、中止の範囲および中止期間（不明の場合にはその旨）を顧客に通知または公表するものとします。ただし、緊急を要するときは、事後に通知または公表するものとします。
- (7) 顧客は、善良なる管理者の注意をもって本サービスに基づき提供される仮想サーバ等を管理するものとします。
- (8) 顧客は、物理サーバ等に強制執行その他の法律上または事実上の処分が行われないう仮想サーバ等を管理するものとします。
- (9) 前項の処分が行われ、または行われるおそれが生じた場合には、顧客はただちにエクイニクスに連絡し、かつ、顧客の負担において当該事態の解決を図るものとします。この場合において、エクイニクスまたはサプライヤーが物理サーバ等の保全のために必要な措置をとるときは、顧客はエクイニクスおよびサプライヤーに無償で協力し、かつ、エクイニクスおよびサプライヤーが要した費用を負担するものとします。
- (10) 仮想サーバ等に故障、毀損、不具合その他の事故が生じた場合には、顧客は、すみやかにエクイニクスに連絡し、かつ、顧客の負担においてエクイニクスの指示のもとで必要な措置を講ずるものとします。
- (11) 仮想サーバ等の故障、毀損、不具合その他の事故に起因してエクイニクスまたは他の顧客その他の第三者に損害が生じた場合には、顧客は、その損害（物理サーバ等の代替機器の購入費を含みますが、これに限られないものとします。）を賠償する責任を負うものとします。

6. 料金

- (1) 料金のコース、金額、支払条件、支払方法その他利用料金に関する事項は、紹介資料にて定めるとおりとします。
- (2) 顧客は、本ウェブサイトにて定める方法により希望する料金のプランを決定するものとします。料金のプランを変更する場合も同様とします。

7. 個人情報

顧客が本契約の締結または本サービスの利用に関連して個人情報を含む各種情報（「**入力情報**」）をエクイニクスまたはサプライヤーに送信する場合には、エクイニクスは、入力情報を用いた本契約の締結、変更、解約等を可能にするために、入力情報を、ニフティ株式会社その他のサプライヤーに提供できるものとし、顧客はこれをあらかじめ承諾するものとします。この場合、エクイニクスと当該入力情報の保有者との間において何らかの紛争が生じた場合には、顧客はこの紛争を自らの責任において解決するものとし、エクイニクスが当該保有者から賠償責任を問われた場合には、エクイニクスとエクイニクス関係者に補償し、エクイニクスとエクイニクス関係者を防御し、かつ、エクイニクスとエクイニクス関係者に対して一切の負担をさせないものとします。

8. サプライヤー条件

- (1) 顧客は、エクイニクスがサプライヤー（「**サプライヤー**」）の役務や設備を使用して本サービスを提供することを了承します。顧客は、顧客がサプライヤーに対して何らの契約上の権利も有さないことを確認します。本ポリシーに基づく義務の履行に責任を負うのは、エクイニクスのみとなります。
- (2) 本サービス提供時には、本ポリシーや GTCs を含む本契約に含まれる全ての契約条件に加え、サプライヤーのウェブサイトに掲載され、あるいはエクイニクスが顧客に対して別途通知または本ウェブサイトに掲載するサプライヤーの契約条件（「**サプライヤー条件**」）が適用されます。本ポリシーに曖昧な箇所、矛盾または齟齬がある場合、紹介資料、本ポリシー、GTCs、サプライヤー条件、の順に優先的に適用されるものとします。顧客は、サプライヤーにより随時変更されうるサプライヤー条件を遵守することに同意します。
- (3) サプライヤー条件においてサービスサプライヤー、ベンダーまたは外注業者に言及している部分は、全て本契約の当事者となっているエクイニクスの法人を指すものとみなし、「**貴社**」または「**カスタマー/顧客/お客様**」その他これに類する語は全て、本契約における顧客を指すものとみなします。また、価格と料金に関する条件については本契約に基づきエクイニクスと顧客の間で別途合意するものとし、サプライヤー条件中の価格と料金に関する規定は全て適用せず、本ポリシーとの関係では削除されたものとして扱います。
- (4) 両当事者は、サプライヤー条件中にいずれかの当事者に対して期間または期限を定めて義務を課す条項がある場合には、3 日間を加算（「**履行期間**」）してその当事者に適用することに同意します。ただし、両当事者が書面で合意した場合には、履行期間は必要に応じて変更される場合があります。
- (5) 顧客は、顧客に本サービスを提供するためにエクイニクスがサプライヤーから提供を受ける役務に関し、サプライヤーが何らかの制限、修正その他変更を行った場合には、エクイニクスが、その限度において、顧客に提供する当該本サービスに対して同様の変更を加えることができることに同意します。

9. エクイニクスの責任

本サービスに関するエクイニクスの故意または過失により顧客に損害が生じた場合には、エクイニクスは、当該故意または過失に起因して顧客に直接生じた通常の範囲の損害について、当該損害が発生した日の属する月の当該本サービスの利用料金の 1 割に相当する金額を限度として、顧客に賠償するものとします。ただし、顧客が、本契約に違反したことにより発生した損害については、エクイニクスの故意または過失が競合する場合であってもエクイニクスは一切責任を負わないものとします。

10. サービス終了時の措置

- (1) 顧客は、本契約の終了日までに、自己の責任において次に掲げる措置を講じたうえで、本サービスの利用を終了しなければならないものとします。
 - (i) 保存したデータを消去すること。
 - (ii) 前号に掲げるもののほか、利用開始時と同一の状態とすること。
- (2) 顧客が前項各号に掲げる措置を講じなかったことによって顧客に損害が発生した場合には、エクイニクスはその損害について一切責任を負わないものとします。
- (3) 顧客が本契約の終了日までに前項各号に掲げる措置を講じなかった場合には、エクイニクスは、次に掲げる措置を講ずることができるものとします。
 - (i) 第(1)項各号に掲げる措置
 - (ii) 前号に掲げるもののほか、エクイニクスが必要と判断する措置

- (4) エクイニクスは、前項各号に掲げる措置を講じたことによって顧客が損害を被ったとしても、その損害を賠償する責任を負わないものとします。また、エクイニクスは、前項各号に掲げる措置を講じたことによって顧客と第三者との間で紛争が発生したとしても、その紛争を解決する責任を負わないものとし、顧客は、万一、これによりエクイニクスが損害を被った場合にはこれを補償するものとします。
- (5) エクイニクスは、第(3)項各号に掲げる措置を講ずるために要する費用をあらかじめ顧客に請求することができるものとします。

11. ダイレクトポート

顧客が本サービスの利用にあたり「N シリーズダイレクトポート」を利用する場合には、本ポリシー添付の別紙「N シリーズダイレクトポートの利用に関する特約」記載の条件を適用します。

12. その他

- (1) 本契約は、抵触法中の規定にかかわらず、全ての事項について日本法に準拠するものとします。顧客とエクイニクスは、日本の裁判所を専属的管轄裁判所とすることに合意し、この合意については撤回不能とします。
- (2) 本契約には、本ウェブサイトに掲載するグローバル契約条項（「GTCs」）その他の別紙が適用されます。なお、本サービスにおいては、GTCs 上に顧客およびエクイニクスの記名押印ないし署名は要さないものとします。ただし、GTCs 中、以下の各条項は適用しないものとします。
 - (i) 第 3a 条から第 3e 条までの全部。ただし、第 3d 条については、「同行者」に関する部分に限るものとします。
 - (ii) 第 5a 条の全部および第 5b 条の全部。
 - (iii) 第 6d 条のうち、「IBX センターへのアクセスとそこからの顧客機器の持出し」に関する部分。
 - (iv) 第 7a 条の全部および第 7b 条のうち「ライセンス・スペース」に関する部分。
 - (v) 「グローバル契約条項別添 A エクイニクス・ライセンス・スペースおよびコロケーション・サービス説明書兼品質保証合意書」の全部。
- (3) エクイニクスは、顧客に対して変更内容を通知または公表することにより、本ポリシーの内容をいつでも変更できるものとします。この変更は、通知の日または公表の日のうち、いずれか早い期日に効力を生じるものとします。
- (4) 本ポリシーにおいて用いられている定義語のうち定義がないものについては、GTCs または本ウェブサイト（同所に掲載する資料を含みます。）において定義する意味を有します。

別紙
Nシリーズダイレクトポートの利用に関する特約

第 A 条 (適用関係)

1. 本別紙の規定は、Nシリーズダイレクトポートの提供条件を定めるものです。
2. 本ポリシー中、別紙記載の内容とそれ以外の部分に記載した内容が互いに競合する場合には、本別紙記載の内容が優先するものとします。

第 B 条 (申込みと承諾)

1. Nシリーズダイレクトポートの利用に関する契約（「**ダイレクトポート契約**」）は、次のいずれかのサービス（「**親サービス**」）について既に本契約を締結し親サービスを利用中の顧客に限って申し込むことができます。
 - (1) NシリーズプライベートLAN
 - (2) NシリーズプライベートLAN (旧)
2. エクイニクスは、次のいずれかに該当すると判断した場合には、ダイレクトポート契約の申込みを承諾しないものとします。
 - (1) **ダイレクトポート契約を申し込む顧客が次のいずれにも該当するとき。**
 - ア **ダイレクトポート契約を申し込んだ時点において、親サービスのうち1以上のサービスについてエクイニクスエクイニクスが提供するサービスの利用に関する契約を締結していない場合**
 - イ **ダイレクトポート契約の申込みと同時に、親サービスのうち1以上のサービスについてエクイニクスが提供するサービスの利用に関する契約を申し込んでいない場合**
 - (2) **本ウェブサイトに定める事由に該当する場合**

第 C 条 (提供の開始)

Nシリーズダイレクトポートの提供開始日は、エクイニクスまたはサプライヤーが第3条第(3)項第(ii)号に規定する通知に定めるものとします。

第 D 条 (契約期間)

1. **ダイレクトポート契約の契約期間は、次に掲げる期間から構成されるものとします。**
 - (1) **Nシリーズダイレクトポートの利用期間**
 - (2) **提供施設等（サービスの提供に必要な施設、設備、機器、役務、プログラム、ソフトウェアおよびこれらに附属または関連するものの総称をいいます。）の撤去期間（以下、本別紙において単に「**撤去期間**」といいます。）**
2. **Nシリーズダイレクトポートの利用期間は2か月間とし、その起算日と満了日は、次に掲げるとおりとします。**
 - (1) **起算日：提供開始日**
 - (2) **満了日：起算日から2か月後に相当する日の前日**
3. **提供開始日と課金開始日が異なる場合には、前項第(2)号中「起算日から2か月後に相当する日の前日」とあるのは、「課金開始日から2か月後に相当する日の前日」と読み替えるものとします。**
4. **撤去期間は、本ウェブサイトに定めるものとします。**
5. **複数のダイレクトポート契約が存在する場合には、契約期間は契約ごとに設定するものとします。**

第 E 条 (最低利用期間)

1. **顧客は、以下の起算日に開始し満了日に終了する期間（「**最低利用期間**」）中は、ダイレクトポート契約の解約をすることができないものとします。**
 - (1) **起算日 課金開始日**
 - (2) **満了日 起算日から2か月後に相当する日の前日となる日**
2. **複数のダイレクトポート契約が存在する場合には、最低利用期間は契約ごとに設定するものとします。**
3. **エクイニクスは、最低利用期間に満たないダイレクトポート契約の申込を承諾しないものとします。**

4. 最低利用期間中にダイレクトポート契約について解約または解除があった場合には、顧客はエクイニクスに対して別紙第 G 条に規定する額の違約金を支払わなければならないものとします。

第 F 条 (自動更新)

1. N シリーズ ダイレクトポートの利用期間は、顧客が当該期間満了日の 1 か月前までに更新拒絶の意思表示を行わない限り 1 か月間更新されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項に規定する更新拒絶の意思表示は、エクイニクスが別途指定する方法で行うものとします。

第 G 条 (違約金)

1. 最低利用期間満了日の前に、顧客によるダイレクトポート契約の解約、または顧客の責に帰すべき事由に基づくエクイニクスによるダイレクトポート契約の解除が行われた場合には、顧客は、エクイニクスが指定する日までに、エクイニクスに違約金として、最低利用期間中、月額利用料金（「MRC」）を支払っていない期間の MRC の総額に相当する金額を支払わなければならないものとします。
2. 次のいずれかに該当する場合には、顧客は、ダイレクトポート契約の解約日または解除日の属する月の翌月分の MRC に相当する金額を、解約日または解除日までに違約金としてエクイニクスに支払わなければならないものとします。
 - (1) 顧客が 1 か月前までに更新拒絶の通知を行わずにダイレクトポート契約を解約したとき。
 - (2) エクイニクスが第 4 条第(3)項の規定に基づいてダイレクトポート契約を解除したとき。
3. 違約金の算定の基礎となる MRC は、顧客がエクイニクスにオプションサービス申込みフォームを用いて更新拒絶を通知し、またはエクイニクスが顧客にダイレクトポート契約の解除の通知を発信した日に適用される額とします。

第 H 条 (エクイニクスの責任)

第 9 条の規定にかかわらず、N シリーズ ダイレクトポートに関するエクイニクスおよびサプライヤーの故意または過失に起因して顧客に損害が生じた場合であっても、エクイニクスおよびサプライヤーは一切責任を負わないものとします。